

用語解説

(ア行～)

○IPM

IPM (Integrated Pest Management、総合的病害虫管理・雑草管理) とは、病害虫や雑草防除において、化学農薬だけにたよるのではなく天敵、防虫ネット、防が灯など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安全生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

○アレルギー物質含有食品

食物の摂取により、発疹等の症状が出現する食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のこと。近年、食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務付けられた。

現在は、「卵、乳、小麦、そば、落花生」の5品目が特定原材料として表示を義務づけられ、大豆、豚肉等20品目が表示を奨励されている。

○遺伝子組換え食品

ある生物の有用な遺伝子を取り出し、植物等に組み込む遺伝子組換え技術を応用した食品のこと。生産量の向上や害虫・病気に強い品種改良や品質向上が期待できる。遺伝子組換え食品は、安全性審査が義務化されている。

現在わが国において安全性が確認され、販売・流通が認められている作物は、大豆、とうもろこし、馬鈴薯、菜種、綿実、てんさいの6種類で、遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められている。

○栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践する力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせるため、学校における食育の推進に中核的な役割を担い、学校・家庭・地域との連携・調整を行う。

○疫学調査

疾病とその原因と考えられるものとの間に存在する関連性を証明するため、人間の特定集団内を対象に、罹患率や死亡率など健康に関わる事象の頻度や時間的変動等を統計的に調査すること。

(カ行～)

○環境保全型農業

農業が本来持っている物質循環の機能を活用し、土づくりと合理的な作付体系を基本に、収量や品質の水準は維持しながら、化学肥料や農薬の使用等による環境への悪影響をできるだけ少なくした持続性をもった農業のこと。

○牛肉トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という。牛に個別識別番号が印字された耳標を装着し、生産流通履歴情報の把握が可能となる。

○高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、鳥に対して高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病こと。現時点で、食品を介して人に感染する可能性はないものと考えられている。

○高知県食生活改善推進協議会

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、愛称をヘルスマイトといい、食生活を中心とした健康づくりを進めるボランティア活動を行っている。

(サ行～)

○収去検査

食品衛生監視員が、食品衛生法に基づいて食品関係営業施設に立ち入り、試験検査の検体として必要な最小限度量の食品等は無償で持ち帰り検査すること。

○食育

現在及び将来に渡り、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、さまざまな経験を通じて、食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。

○食事バランスガイド

厚生労働省と農林水産省が平成17年に共同で作成したもので、「何」を「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストで示したもの。

○食品安全GAP

食品安全GAP(Good Agricultural Practice)は、農産物の食品としての安全性を確保するために、農業者等の生産・出荷段階における取組を定めたもの。

まず、食品の安全性に悪い影響を与える要因とその影響を出来るだけ抑える生産方法をリストアップし、このリストに従って、確実に実施・記録、さらにより適切な生産方法に見直していき、これを繰り返す取組のこと。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、都道府県知事等がその職員の中から任命した者で、食品関係施設に臨検し、食品関係営業施設の許可及び監視指導、食中毒事故等の調査、営業者等への衛生教育などを行っている。

○食品衛生監視指導計画

食品衛生法の規定により、都道府県知事等が地域における食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他地域の実情に応じて、年度毎に定めて公表する監視指導及び検査等の実施計画のこと。

○食品衛生指導員

食品関係営業者で組織する(社)高知県食品衛生協会が委嘱する者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、自主衛生管理の推進、営業許可についての相談などの活動を行っている。

○食品衛生責任者

県条例で、食品営業施設に食品衛生責任者の設置を義務づけている。調理師等の有資格者の他、講習会の課程を修了した者がなり、施設及び食品取り扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行う。

○食品添加物

食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で、食品に添加、混和などの方法によって使用されるものをいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定するもの以外は原則として使用が認められない。

○食品表示ウォッチャー

消費者の日常の購買行動を活用したモニタリング調査と、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を図る取組。

ウォッチャーは、県内で食品を販売している店舗を対象とした、日常の購買行動を通じて把握した食品表示の状況について、定期的に県に報告をする。県はその報告を受けて、不適正な食品表示のある店舗に対し、表示の適正化を図るように指導している。

○新興感染症

WHOでは、「新興感染症とは、かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」と定義付けている。新興感染症の病原体は、ウイルス、細菌、寄生虫とさまざま、カンピロバクター・ジェジュニ、大腸菌O157:H7、クリプトスポリジウムなど食品と関連の深いものもある。

(夕行～)

○大量調理衛生管理マニュアル

特定給食施設等の大量調理施設における食中毒を予防するため、HACCPの理念に基づき、調理工程における重要衛生管理事項などを示したマニュアルのこと。

○地産地消

「地域で生産された食材(地域食材)をその地域で消費すること」を略した用語。

単に地域の食材を消費するだけではなく、生産と消費の距離を近づけ、両者の顔が見える関係を作ることで、「人と人のつながり」ができ、最終的には「地域づくり」にもつながる取組のこと。

○動物用医薬品、動物用医薬品（水産用医薬品）

動物用医薬品とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品のこと。牛、豚、鶏等の畜産物や養殖魚等の病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については薬事法で規制されている。また、食品衛生法で残留基準が設定されており、これを超える動物用医薬品が残留する食品は、販売禁止などの措置がとられる。

なお、動物用医薬品のうち水産動物の疾病の治療等に使用されるものを「水産用医薬品」という。

○トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等を記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒等の早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供により消費者の信頼確保に資するもの。

(ナ行～)

○農業環境規範

環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、農業者自身が環境保全に向けて最小限取組むべきものとして定められるもので、具体的には土づくりの励行など生産活動に関する点検シートになっている。

○農薬の残留基準

農薬の残留基準は改正食品衛生法第 11 条に基づく食品規格で、食品中に残留しても許容される農薬の最大上限値を定めるもの。

現在、約 800 の残留基準が定められているが、残留基準を超えて農薬が残留している食品は、国産品、輸入品を問わず、流通、販売などが禁止される。

○農林水産物直販所（農産物等直販所）

常設店舗であって、生産者又は生産者グループが自ら生産、または製造したものを直接販売する店舗のことをいう。

○ノロウイルス

平成 14 年、国際ウイルス学会で正式に命名されたウイルスで、冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となる。ウイルスに汚染された飲食物を口にすることで感染する場合と、人から人へ二次感染を起こす場合がある。

このウイルスは、食品の中心温度 85℃以上で 1 分間以上の加熱を行えば、感染性はなくなるとされている。

(ハ行～)

○HACCP

日本語では「危害分析重要管理点」と訳されおり、「ハサップ」と呼ばれている。

製造における重要な工程を連続的に監視・記録することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法のこと。

○パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行う際に案を公表し、その案に対して広く国民や県民からの意見を提出してもらう機会を設けること。行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意志決定を行う。

○BSE（牛海綿状脳症）

牛の病気のひとつで、異常プリオン蛋白質と呼ばれる物質が、主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。

○病害虫等防除指針（病害虫防除指針・除草剤使用指針・植物成長調整剤使用指針）

本県の主要な栽培作物の病害虫対策について、農薬の防除効果だけではなく、使用者に対する急性毒性や水生生物などへの影響についても考慮した使用農薬を示すとともに、より効果的な防除対策の参考となるよう、病害虫・雑草の防除のポイントや注意事項等についてまとめたもの。

○保健機能食品

特定の保健の用途に資することを目的とし、健康の維持増進に役立つ旨を表示することについて厚生労働大臣により許可または承認された「特定保健用食品」と、栄養成分の補給を目的とし、その食品から摂取できる栄養成分の量が基準を満たせば、栄養成分の機能の表示ができる「栄養機能食品」の2種類がある。

○ポジティブリスト制度

原則禁止の中で、残留を認めるものを一覧表に示す制度のこと。食品衛生法の改正により、平成18年5月から、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、ポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則禁止される。

（マ行～）

○マイナー作物

病害虫や雑草の防除に使用される農薬は国の登録制度による農薬登録が必要である。全国的に生産量の少ない農作物については、使用量（農薬の販売量）が限られるため、登録農薬が少ないのが一般的で、病害虫防除に支障をきたす場合がある。この対応策として、農林水産省は年間生産量3万トン以下の農作物をマイナー作物として、優先的に農薬登録を進めている。

○モニタリング調査、検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な調査及び検査のこと。

（ラ行～）

○リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換することを言う。

リスク…食品中に危害要因が存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能とその程度。
リスク評価…食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。

リスク管理…リスク評価の結果を踏まえ、すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施すること。

食品の一般相談窓口

機 関	住 所	電話番号
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内 2-4-1	088-822-0588
消費生活センター	高知市旭町 3-115	088-824-0999
食品・衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20 県庁	088-823-9672

【食の安全・安心に関する関係各課】

部 課 名		電話番号
高知県	健康福祉部食品・衛生課	088-823-9672
	〃 健康づくり課	088-823-9674
	文化環境部県民生活課	088-823-9653
	商工労働部商工労働企画課	088-823-9692
	産業技術部研究開発課	088-823-9644
	農業振興部農政企画課	088-821-4510
	〃 環境農業推進課	088-821-4861
	〃 園芸流通課	088-821-4541
	〃 地産地消課	088-821-4807
	〃 畜産振興課	088-821-4553
	森林部木材産業課	088-821-4591
	海洋部水産振興課	088-821-4829
	教育委員会幼保支援課	088-821-4881
	〃 体育スポーツ課	088-821-4928
高知市	生活食品課	088-822-0588